

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表
学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

| | | | |
|------------------|---|-----------------------|-----------------|
| フリガナ 氏名 (姓、名) | ミタニ シュン 三谷 舜 | | 授与番号 甲 1669 号 |
| 学位の種類 | 博士(社会学) | 授与年月日 | 2023 年 3 月 31 日 |
| 学位授与の要件 | 本学学位規程第 18 条第 1 項該当者 [学位規則第 4 条第 1 項] | | |
| 博士論文の題名 | 興奮の探求とスポーツ用品との関係—軟式スポーツを事例としたスポータイゼーションの再構成 | | |
| 審査委員 | (主査)市井 吉興 立命館大学産業社会学部教授 | 岡田 桂 立命館大学産業社会学部教授 | |
| | 飯田 豊 立命館大学産業社会学部教授 | | |
| 論文内容の要旨 | <p>申請者の学位請求論文の目的は、スポーツの構成要素である「用具」とスポーツの内在的な価値（たとえば「おもしろさ」）との関係に注目し、スポーツ用具を開発、改良することを通じて、人々はどのようにスポーツ文化を発展させてきたのか、そのプロセスを明らかにすることにある。申請者は、野球、ソフトボール、テニスで使用される「軟式ボール」に着目し、スポーツの「レジャー化」という文脈において、スポーツ用具がスポーツ文化にどのように影響を与えているのか、用具の開発、改良を要請する社会的背景を考察の対象としている。申請者の学位請求論文は「序章」と「終章」を除き、5 章から構成されており、各章の概要は以下のとおりである。</p> <p>第 1 章では、申請者は、自身が定義する軟式ボールを用いて実施される「軟式スポーツ」の現状把握として、野球（硬式野球、準硬式野球、軟式野球）とソフトボール（軟式ボール使用と硬式ボール使用）の競技人口、チーム登録数、各競技団体の組織状況を整理した。このことを通じて、まず、硬式ボールに比べて「安全」で「安価」なものとして誕生した軟式ボールを使った軟式スポーツは、硬式ボールを使用するスポーツの「入門編」という位置づけがなされてきたことを確認する。しかし、現状は、軟式スポーツ自体は「入門編」という地位に甘んじることなく、「レジャー化」されることで広範な愛好者を獲得するとともに、軟式スポーツが高度化への道も十分に開かれていることが確認された。</p> <p>第 2 章では、戦後日本において軟式ボールが置かれていた状況を『日本運動具新報』から読み解いた。ここでは、文部省や民間情報局（連合国総司令部の部局の一部で、教育・宗教・文化財関連の施策を担当）が、民主主義的なスポーツの実施にためにも、物資の統制が厳しかった戦後間もない時期にもかかわらず、軟式ボールを優先的に製造させたという先行研究の結果を裏付けるように、軟式ボールの持つ「大衆性」が強調され、軟式スポーツが「レジャー化」する側面を改めて確認した。</p> <p>第 3 章では、国際オリンピック委員会（IOC）が提唱する「スポーツの都市化」に基づき、軟式ボールを使用する新たなベースボール型競技として開発された「Baseball 5」を取り上げ、従来の野球が Baseball 5 との競合を余儀なくされ、そこに生じる野球をめぐる文化的な衝突に注目している。現在、Baseball 5 は、2026 ダカールユースオリンピックでの採用が決定しており、これを機に、Baseball 5 が野球の競技人口が少ない多くの国や地域も含め、世界的にベースボール型競技のスタンダードとなる可能性を孕んでいる。このような事態は、アメリカや日本といった「野球先進国」において、野球というスポーツ文化の正当性をめぐる闘争が生じかねないので、今後も検討が必要となることが強調された。</p> <p>第 4 章では、スポーツ用具とスポーツの内在的な価値との関係をスポーツ技術論の議論を参照し、スポーツ用具とそれを用いる技術、その技術を行使する人間（アスリート）の関係性に着目し、検討を試みている。先行研究の整理として、まず、テクノロジーの進化によるスキルの向上に伴い、記録の更新を過度に追及していく「機能主義的人間」の問題を確認し、次に、近年の情報通信技術の発展により、身体がデータによる制御の対象になり、スポーツをする主体の在り方が変化するという議論が整理された。先行研究の整理をふまえ、用具の進化は、用</p> | | |

| | |
|---|---|
| | <p>具を使用する身体をアスリートが意識下でコントロールしようとする、アスリートが自分自身の身体だけではなく、用具を使いこなす、記録を追求しようとする、葛藤を生じていることを指摘する。しかし、その一方で、用具の進化は一般のスポーツ愛好者でもトップアスリートのようなパフォーマンスを模倣することを可能にさせ、このような体験が人々のスポーツへのコミットメントを深めていることも明らかにされた。</p> <p>第5章では、これまでの議論をふまえ、スポーツ用具の観点からスポーツを捉え返すことの可能性について、エリアス学派による議論、近代スポーツについての議論を参照し、検討を試みた。ノルベルト・エリアスのスポータイゼーション、および、興奮の探求を主眼に、アレン・グットマンやジョン・ハーグリーブスの議論を検討し、「模倣」がスポーツにおける没入経験の重要な側面であることが指摘された。スポーツ用具は、トップアスリートのパフォーマンスを模倣し、スキルの模倣によって軟式スポーツのような類似した競技を実施可能にする作用がある。このように近代スポーツと新しいスポーツを比較し、常に問い続けることは、スポーツ以前の娯楽と近代スポーツを比較したエリアスの社会学的営為そのものであり、絶えず新しいスポーツへと目を向け、問いを立て続けることの必要性を明らかにした。</p> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">論文審査の結果の要旨</p> | <p>まず、論文審査は、2022年10月11日（火）に実施された申請者の学位請求論文の予備審査において指摘された事項の修正、改善の確認からなされた。申請者は予備審査において出された疑問やコメントを真摯に受け止め、問いの設定や各章のつながりが明確になっただけでなく、学位請求論文の学術的意義が説得的になったと審査員から評価された。そのうえで、審査員は学位請求論文の特徴、独創性および学術的意義について、以下のように評価した。</p> <p>申請者が指摘しているように、これまで軟式ボールを用いる軟式スポーツは、硬式ボールを使用するスポーツの「入門編」という位置づけがなされてきた。それゆえに、軟式ボールを使用する Baseball 5 のような新しいスポーツが開発され、しかも Baseball 5 が 2026 ダカールユースオリンピックの公式競技として採用されたこともふまえると、新たな軟式スポーツをどのように評価すべきかという「難問」に直面する。</p> <p>このような「難問」に対して、申請者は軟式ボールを使用するがゆえに、硬式ボールを使用する硬式スポーツに比べて、軟式スポーツは「安心」「安全」「安価」で誰にでも出来る手軽なスポーツという、従来の評価の仕方、また、そのような評価を生み出し、定着させてきた社会的・文化的な文脈を問い直すという、まさに、社会学的想像力を駆使した独創的な研究を試み、それを成功裏に導いている。</p> <p>まず、申請者は軟式ボールが開発され、軟式スポーツが多くの愛好者を獲得していくプロセスを競技人口やチーム登録数の変遷、各競技団体の組織状況、さらに、軟式ボールを開発、生産、流通させる業界団体に関連する多くの資料を渉猟し、分析した。このことを通じて、軟式スポーツが「レジャー化」されることで広範な愛好者を獲得するとともに、軟式スポーツが高度化への道も十分に開かれていることを資料に基づき明らかにしたことは、高く評価することができる。</p> <p>つぎに、申請者が上記のような資料分析を通じてのみ従来の軟式スポーツへの評価を塗り替えることを可能にしたのではなく、資料分析を進めるうえでの理論的なパースペクティブを適切に設定したことにある。なかでも、申請者はノルベルト・エリアスのスポーツ研究に注目し、エリアス学派のスポーツ研究とそれへの批判的な研究を精査することで、エリアスのスポータイゼーションと「興奮の探求」という理論的なパースペクティブが、新たに開発されるスポーツを捉えるうえで、重要な役割を果たすことを提示したことは、高く評価することができる。たとえば、申請者はエリアスが提示する「模倣」という概念が、スポーツにおける没入経験の重要な要素となり、そこにレジャーアクティビティのひとつとしてスポーツが人々に愛好されることを指摘するとともに、スポーツ用具が愛好者のスポーツにおける没入経験を支え、豊かにすることを強調した。</p> <p>さらに、論文審査のなかで、申請者は Baseball 5 のようにスポーツが新たに開発されることを既存のスポーツとのスポーツ文化の正当性をめぐる闘争と位置づけ、その闘争の分析から新たなスポーツ文化の胎動を捉える必要性を指摘し、その探求のための理論的枠組みとして、エリアスのスポータイゼーションのさらなる検討、理論的な精緻化を今後の課題と述べた。</p> <p>論文審査、公聴会の結果も踏まえて、審査委員会は一致して学位請求論文が本研究科の博士學位論文審査基準を満たしており、博士學位を授与するに相応しいものと判断した。</p> |

試験または学力確認の結果の要旨

学位請求論文の公聴会は、2023年1月25日（水）の13時00分から14時30分まで、衣笠キャンパス以学館1階産業社会学部大会議室にておこなわれた（Zoomによるオンライン併用）。

申請者は、2016年3月に立命館大学産業社会学部を卒業後、2018年3月に本学社会学研究科修士課程を修了後、同年4月より2019年3月までびわこ成蹊スポーツ大学スポーツ学部助手として勤務した。同年4月より立命館大学大学院社会学研究科応用社会学専攻博士課程後期課程に入学し、院生としての研究活動を行いながら、2021年4月より中京大学スポーツ科学部スポーツ教育学科に任期制講師として勤務し、現在に至っている。

本研究に関連する業績としては、査読付き邦文ジャーナルに論文3本（単著）、共訳2本（2冊の翻訳書にそれぞれ1章分を担当）、書評1本のほか、国内外の学会・研究会で計6回の研究発表を行うなど、博士学位請求に当たって本研究科が定める基準要件を満たす業績もある。以上のことから、当該学位請求論文に関連する研究業績の十分な蓄積が認められる。

審査委員会は、申請者の経歴ならびに業績の評価により、申請者が十分な知識と学識を有していること、外国語文献の読解においても十分な能力を備えていることを確認した。

したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士（社会学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。